

～ 離職後の健康保険の選択 ～

令和8年3月

三次市市民課保険年金係 TEL: 0824-62-6134

ご家族の扶養に入る

- ① 被扶養者が増えてもご家族の保険料の負担は変わりません。
- ② 社会保険ごとに認定の条件があるため、ご家族の勤務先へ相談してください。

例) 全国健康保険協会の場合

- ・3親等内の親族
- ・年間収入130万円未満かつ被保険者の半分未満(60歳以上の場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害者は、年間収入180万円未満)

社会保険の任意継続

- ① 社会保険を原則2年間継続できます。
- ② 退職後20日以内に手続きが必要です。
- ③ 退職日まで同じ社会保険に2ヶ月以上継続して加入している必要があります。
- ④ 保険料は勤務先か社会保険へ確認してください。

例) 全国健康保険協会広島支部の保険料 上限額

- ・39歳以下と65歳以上の方
⇒ 月額 32,032円
- ・40～64歳の方
⇒ 月額 37,216円
【TEL082-568-1011 (代表)】

国民健康保険へ加入

- ① 左記のいずれにも該当しない場合に国民健康保険へ加入します。
- ② 加入手続きには、
・**本人確認書類**(運転免許証やマイナンバーカード等)
・**健康保険資格喪失証明書**(本人のみの加入ならば**離職票・雇用保険受給資格者証**でも可)が必要です。
- ③ 上記の書類が揃えば、社会保険が切れる2週間前より事前加入の届出ができます。
- ④ 国保税額は加入者の前年所得と加入人数により異なります。
三次市課税課 TEL0824-62-6122 で試算できます。

要注意

任意継続保険料と国保税額を比較して選択してください。

国保税額は年度ごとに計算が変わるため、年度変更時には再度任意継続保険料との比較をお勧めします。
70歳以上の方は、医療費の負担割合の判定が社会保険と国保で異なるため、確認してご加入ください。

～ 負担軽減のお知らせ ～

国民健康保険税の軽減

●非自発的失業者の国保税軽減

- ① 雇用保険受給資格者証の理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている65歳未満の人が対象です。
- ② 申請により、税額計算時に前年所得のうち、離職者の給与所得を30/100とみなして計算します。
- ③ 国保税計算の軽減は、離職日の翌日の属する月分から翌年度末までの期間適用されます。

国民年金保険料の免除

●保険料免除・納付猶予申請

- ① 本人・配偶者・世帯主の所得の審査により、国民年金保険料の納付が免除・猶予されます。
- ② 離職により申請する場合は、**離職票または雇用保険受給資格者証の写し等**を添付することで、特例により離職者本人の所得審査が免除されます。
- ③ 免除・猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納付することができます(届出が必要です)。
- ④ 免除決定まで2ヶ月程度かかります。先に納付書が届いても支払わず、免除決定通知をお待ちください。

～ 国民健康保険に加入された方へのお知らせ ～

国民健康保険税の納付

納税義務者は世帯主です。

●7月～3月に加入された方

- ① 加入手続きの翌月中旬に三次市課税課から納付書を送付します。
- ② すでに世帯に国保の方が居る場合は、加入手続きをした月の納期分は、現在お持ちの納付書で納付してください。
加入による税額変更は翌月分から適用されます。翌月分からは新しく届く納付書に差し替えて納付してください。

●4月～6月に加入された方

- ① 今年度の納付書は7月中旬に三次市課税課から送付します。
- ② 7月～翌年3月の年9回で納付します

社会保険へ加入したとき

- ① 社会保険加入時には、必ずご自身で国保の脱退を届け出てください。勤務先から市町村への届出はありません。
- ② 届出をしないと保険料が二重で賦課されてしまいます。
【国保脱退手続きに必要なもの】
・社会保険加入者全員の資格取得が分かる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※三次市 HP から電子申請も可能です。申請はこちら

国民年金の加入

- ① 20歳～60歳未満の方は国保加入と同時に国民年金へも加入となります。
- ② 加入手続き後、1～2ヶ月後に日本年金機構から納付書が送付されます。
令和7年度国民年金保険料 月額 17,510円
令和8年度国民年金保険料 月額 17,920円



※マイナンバーカードに保険証利用登録をされている方には資格情報のお知らせをお渡しします。またマイナ保険証を利用すると認定証を持っていなくても適切な自己負担限度額が適用されます

●裏面もご覧ください

国保脱退手続きは郵送やオンラインで
のお届けもできます。三次市のホーム
ページをご参照ください！

～ 国民健康保険を脱退された方へ ～

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市市民課保険年金係

TEL: 0824-62-6134

国保税の納付

●国保税は月払ではないため、脱退された月も国保税の支払いが生じることがあります。

●7月～3月に脱退された方

【世帯全員が脱退された場合】

- ① 脱退届出時に国保税額を精算します。(※運用上、即時の精算ができない場合があります)
- ② 払い過ぎになっている場合はお返しする手続きを案内します。
- ③ 残額がある場合は残額分の納付書をお渡しします(口座振替等の方は、口座等から引き落としします)。

【世帯の一部が脱退された場合】

- ① 脱退手続きをした月の納期分は、現在お持ちの納付書(または口座振替等)で納付してください。
- ② 脱退による税額変更は翌月分から適用されます。翌月分からは新しく届く納付書(または口座振替等)で納付してください。

●4月～6月に脱退された方

今年度の国保税は、7月中旬に三次市課税課から送付する納付書で納付してください。

資格確認書等の返却

- ① 国保を脱退される方全員の資格確認書を返却してください。(マイナ保険証を利用している方には発行されていないため返却は不要です。)
- ② 社保加入しているにも関わらず、誤って国保を利用して受診した場合、国保から医療機関へ支払った医療費の返納をしていただくことがありますので、誤って使用されないように必ず返却してください(社会保険の資格確認書等が手元に届くまでの間に国保を利用した場合も同様です)。

再加入手続き

- ① 離職や扶養から外れたことにより、社会保険でなくなった場合、再度加入手続きをしなければ国保に加入できません。
- ② 手続きには、**健康保険資格喪失証明書**(本人のみの加入は**離職票・雇用保険受給資格者証**でも可)が必要になります。
- ③ 一度登録された口座登録・クレジットカード登録情報は廃止手続きをされるまで継続されます。以前の登録から変更される場合は、口座登録の金融機関または三次市収納課へ申し出ください。



～ 厚生年金に加入された方へのお知らせ ～

国民年金保険料の納付

●厚生年金加入者本人

- ① 厚生年金加入に伴う国民年金脱退手続きは勤務先から届出されます。
- ② 厚生年金加入月以降の国民年金保険料は納付する必要はありません。
- ③ 誤って納付された場合や前納されている場合は、後日、日本年金機構から還付のお知らせがあります。

●厚生年金加入者の配偶者

- ① 厚生年金加入者の扶養となった配偶者は、3号被保険者となり、配偶者本人の保険料負担はありません。
- ② 扶養に認定された月以降の国民年金保険料は納付する必要はありません。
- ③ 誤って納付された場合や前納されている場合は、後日、日本年金機構から還付のお知らせがあります。

国民年金再加入時の注意

●国民年金への再加入手続き

- ① 離職や扶養から外れた場合、勤務先では厚生年金脱退や扶養から外す届出はされますが、国民年金加入の届出はされないため、再加入の届出が必要です。
- ② 国民健康保険に加入される場合は同時に加入手続きをしますが、それ以外(社会保険の任意継続等)の場合は、健康保険資格喪失証明書等をもって年金事務所または住所地の市区町村窓口にて、再加入の手続きを忘れずにしてください。

●以前に免除申請や口座振替、クレジットカード納付をされていた方

- ① 国民年金を一度脱退されると免除や口座振替等の届出も停止します。
- ② 再度適用するためには、再加入時に改めて、免除申請や口座振替等の届出が必要になりますので、ご注意ください。

【年金制度についてのお問い合わせ先】

日本年金機構 三次年金事務所

TEL: 0824-62-3107 (自動音声でご案内します)